## 別表

別表				
根拠条項	関係条項	処分事由	処分 ランク	標準的な処分内容
77Ø35Ø19 ②—	6Ø3 <b>④、</b> 18⑦	判定結果通知の期限内交付義務違反	D	業務停止命令1月
	6 <b>0</b> 35,188	判定期間延長通知義務違反	D	業務停止命令1月
	6 <b>0</b> 36, 189	適合するかどうかを決定することができない旨の通知書の交付義 務違反	D	業務停止命令1月
	18 <b>0</b> 3③	確認審査等に関する指針によらない構造計算適合判定 (「77の35の19②五その他①」に係るものは除く。)	D	業務停止命令1月
	77の35の5②	名称等の変更の届出義務違反	D	業務停止命令1月
	77の35の6①	無許可による業務区域の増加又は減少	С	業務停止命令3月
	77の35の8③	委任都道府県知事又は関係委任都道府県知事に対する名称等 の変更の届出義務違反	D	業務停止命令1月
	77の35の9①	構造計算適合性判定員(以下「判定員」という。)以外の者による 構造計算適合性判定の実施	С	業務停止命令3月
	77の35の9②	判定員の構造計算適合資格者からの選任義務違反	С	業務停止命令3月
	77の35の9③	判定員の選任又は解任の届出義務違反	D	業務停止命令1月
	77の35の11	構造計算適合性判定義務違反	С	業務停止命令3月
	77の35の13	業務区域等の掲示義務違反	D	業務停止命令1月
	77の35の14	帳簿の備付け・書類保存義務違反	D	業務停止命令1月
	77の35の15	業務実績等の書類の備置き、閲覧義務違反、虚偽記入	D	業務停止命令1月
	77の35の18①	判定の業務の無許可休廃止	D	業務停止命令1月
77の35の19 ②二	77の35の12①	①秘密保持義務違反	В	業務停止命令6月
		②その他構造計算適合性判定業務規定によらない判定	С	業務停止命令3月
77の35の19 ②三	77の35の9④	役員等構成の基準不適合に伴う判定員解任命令に違反	Α	取消し
	77の35の12③	構造計算適合性判定業務規定の変更命令違反	Α	取消し
	77の35の16①	監督命令違反	Α	取消し

77の35の19 ②四	77の35の4―	判定員の必要人数基準への不適合	С	業務停止命令3月
	77の35の4二	判定業務の実施計画に係る基準への不適合	С	業務停止命令3月
	77の35の4三	有する財産の評価額の経済的基礎に係る基準への不適合	С	業務停止命令3月
	77の35の4四	その他経理的基礎に係る基準への不適合	С	業務停止命令3月
	77の35の4五	①制限業種を兼任する構造計算適合判定員の選任	В	業務停止命令6月
		①代表者又は担当役員が関係する個人、企業、団体等が設計、 工事監理、施工等を行う建築物に係る判定の実施	В	業務停止命令6月
		②判定員による、その者が関係する個人、企業、団体等が設計、 工事監理、施工等を行う建築物に係る構造計算適合性判定への 従事	В	業務停止命令6月
		③業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれのある株主等の構成	В	業務停止命令6月
	77の35の4六	機関の親会社等である指定確認検査機関の行った確認の申請に 係る建築物の計画についての判定の実施	В	業務停止命令6月
	77の35の4七	機関としての制限業種の実施等	A	取消し
	77の35の4八	判定の業務を行うにつき十分な適格性を有していない	С	業務停止命令3月
77の35の19 ②五	77の35の17①	①判定の業務に関し必要な報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき	С	業務停止命令3月
		②判定の業務の状況等の検査を拒み、妨げ又は忌避したとき	С	業務停止命令3月
		③判定の業務の状況等の質問に対して答弁せず、又は虚偽の答 弁をしたとき	С	業務停止命令3月
	77の35の19②	業務停止命令違反	А	取消し
	その他	①法第6条の3第1項及び第18条第4項の判定における著しく不適 格な判断	A~E	取消し若しくは業 務停止命令又は監 督命令
		②その他構造計算適合性判定の業務に関する著しく不適当な行 為	С	業務停止命令3月
77の35の19 ②六	77の35の3等	不整な手段により指定を受けたとき	А	取消し